教育委員会だより
vol.46

天空海闊

―空、とこしえに碧くして　海、穏やかにどこまでも―

◆問い合わせ　町学校教育課総務係
（☎82－3111内線313）へどうぞ。

就学・進学を支える各種支援制度
利用を希望する人はご相談を

経済的理由などで就学が困難な児童や生徒が、安心して学校生活などを送るために、町と育英会では奨学金制度や就学援助制度の支援をしています。利用を希望する人はご相談ください。

◆問い合わせ　町学校教育課総務係（内線313）へどうぞ。

奨学金制度

山田町育英会と伊藤育英会では、令和4年度の奨学生を募集します。希望する人は、期限内に願書と関係書類を提出してください。

【応募資格】 町内在住で、家計が学業の継続に困難な状況にあるが、奨学金の貸与で継続が可能な人

※山田高校に進学する人は、町外在住でも応募ができます。

◎山田町育英会

▽採用人数
▼高校生…3人程度
▼大学生・短大生・専門学校生…7人程度

▽奨学金
▼高校生…月額2万円
▼大学生・短大生・専門学校生…月額5万円

※成績や素行の不良、退学などの場合は返還を求めることがあります。

▽返還方法　卒業後10年間の月払いで返還（無利子）

◎伊藤育英会

▽採用人数　1人（4年制大学に進学予定の人）

▽奨学金　月額5万円

▽返還方法　卒業後20年間で▼月払い▼半年払い▼年払い――のいずれかの方法で返還（無利子）

▽返還免除　貸与金額の2分の1相当額を遅滞なく返還した場合、残余の返還を免除

◆申込方法　町学校教育課に備え付けの願書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

※願書は町のホームページからもダウンロードできます。

◆申込期間　2月1日～3月9日

◆提出先　町教育委員会事務局学校教育課

就学援助制度

町では、経済的理由や東日本大震災で被災したことで就学費用の負担が困難であると認められる小・中学生の保護者に対し、学用品や通学用品、給食費、修学旅行などの費用の一部を援助します。新入学の児童生徒は、援助費の一部を3月に前倒しで支給することができますので、希望する人はご相談ください。

▽対象者　▼町民税が非課税または減免されている人▼児童扶養手当を受給している人▼東日本大震災で被災し、生活に困窮していると町教育委員会が認めた人▼その他、経済的に困窮し、町教育委員会が援助の必要性を認めた人

▽申込方法　各小中学校に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、学校へ提出してください。

鯨峰爽やかに

立春には卵が立つ、これは中国の古書に書いてあったそうで、1947年、上海、ニューヨーク、東京で試されたという。これは当時話題となった▼卵と言えば「コロンブスの卵」という話もある。これは、大陸発見は誰にでもできると言われたコロンブスが、卵を立てることを試みさせ、誰もできないことを確かめた後で、卵を潰して立てて見せたというエピソードである。どうやらフィクションのようだが、誰でもできそうなことでも最初にやるのは難しいという意味として使われている▼立春に卵は立つのか。結論から言えば立つのである。嘘や間違いではない。しかし、立春の日以外にも立つ。つまり立春は関係ないのである▼現代はインターネットが普及し、多くの情報が簡単に得られるが、その情報には真偽が不明なものも多い。得られた情報を鵜呑みにせず、見極める力が必要である。

教育長　佐々木　茂人

学区外通学や区域外就学 希望する人は必ず申請を

学区外通学や区域外就学をする場合には申請が必要です。学区外通学や区域外就学を希望し、それぞれの許可事由に該当する人は、町学校教育課へ申請してください。

申請方法の詳しい内容や通学に関する相談などは、お問い合わせください。

◆申請先・問い合わせ
町学校教育課総務係（内線３１３）へ。

令和３年度の山田小学校運動会の様子

学区外通学

▽申請が必要な人　町教育委員会が指定する学校以外の町内の学校へ通学を希望する人

※中学校は町内が１つの学区となるため、学区外通学はありません。

※町外の学校へ通学する場合は区域外就学の申請が必要です。

▽主な許可事由

▼学年途中に通学区域外に転居したとき

▼入学後に転居を予定し、異動するまでの間、転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき

▼保護者の共働きなどで、下校後に児童を監護する者が同居する家族にいないため、祖父母宅などの預かり先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき

▼短期間の転居で、再び元の通学区域に戻ることが予想されるとき

▼そのほか児童に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などでやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）

区域外就学

▽申請が必要な人　山田町に住所を置いたまま町外の学校へ通学を希望する人

▽主な許可事由

▼学年途中に町外へ転出したとき

▼国立や私立の小学校や中学校に入学するとき

▼そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）

給食の食材納入業者を募集
登録申請は期限内に

町では、令和４年度の学校給食用物資納入業者を次のとおり募集します。希望する事業者は、あらかじめ登録が必要となりますので、期限内に必要書類を提出してください。

▷登録の主な要件　▶町内や宮古市、大槌町、釜石市のいずれかに本社や営業所を有する▶国税や町税の滞納がない▶学校給食センターの所要量を納品できる能力が十分で、指示された日時に確実に納品できる

※このほか、詳しい要件については町のホームページをご覧ください。

▷申請方法　下記の書類を郵送か持参して提出

▷提出書類　▶登録申込申請書▶町税の滞納がないことの証明書▶誓約書――など

※書類様式やその他の必要書類は町のホームページに掲載しています。

▷申請期間　２月１日～３月９日

【申請から登録までの流れ】

希望事業者：学校給食用物資納入業者登録申請

↓

給食センター：書類審査および結果通知

【食材納入までの流れ】

給食センター：給食用物資の見積依頼

↓

登録事業者：見積書の提出

↓

給食センター：物資納入業者決定、発注

※食材の納入業者は、肉魚類を月１回、野菜・果物類を月２回見積合わせを行い、登録事業者の中から決定します。

◆申請先・問い合わせ　学校給食センター（〒028－1361 山田町織笠14－32－1 ☎65－6641）へどうぞ。